

# 『墨子』の押韻について

今 鷹 真

先秦諸子の文章において部分的にあるいは集中的に押韻していることは衆知の事實である。しかしどの部分が押韻しているのかとなると、論者の間で必ずしも一致しているとは限らない。これは勿論、古代音に対する推定が異なることによるが、押韻についての考え方の相異にも由來する。即ち平聲は平聲、上聲は上聲、去聲は去聲、入聲は入聲と韻を踏むとし、四聲の間の別を厳密に考慮する考え方と、異なる四聲の間の通押もあり得るという考え方では、非常に大きな違いを生む。その違いは先秦諸子の文章表現の本質にも關わる問題といえる。

今、『墨子』を手がかりに所見を述べてみたい。

親士篇に次のような文がある。  
是故天地不昭昭、大水不潦潦、大火不燎燎、王德不堯堯者、乃千人之長也。

これについて、『墨子聞詁』には韻の指摘がない。江有誥の『先秦韻讀』は昭・潦・燎・堯を韻字とし、燎の下に「並平聲」と記し、四字を「宵部」とする。四字の四聲の相異を調整して全てを平聲として讀もうとするものである。江有誥は『詩經韻讀』で、周南采蘋の潦を上聲に、陳風月出と大雅旱麓の燎を去聲に讀んでおり、小雅鹿鳴の昭を平聲とするのに對して、大雅抑と魯頌泮水の昭を去聲に読み換えてい

『墨子』の押韻について

る。異なる四聲の間の押韻はあり得ないとする立場の江有誥であるから、四聲の読み換えによる調整を圖らざるを得なかつたのである。しかも『詩經』の場合には韻字としないわけにはいかない。その読み換えは三字以上の韻字があれば少數を多數に從わせ、二字の韻字であれば平聲に従わせるのが一般で安易な印象を免れない。大正三年出版されたわが國の國語調査委員會編纂の『周代古音考韻徵』は四聲通押說に立つものだが、昭・堯を平聲、潦・燎を上聲とし、平・上の通押と考えている。

小取篇の初には次のような文がある。

夫辯者、將以明是非之分、審治亂之紀、明同異之處、察名實之理、處利害、決嫌疑、焉摹略萬物之然、論求羣言之比、以名學實、以辭抒意、以說出故、以類取、以類予。

『墨子聞詁』は意の下で畢沅の説を引き「紀・理・疑・比・意爲韻、古四聲通」と記し、予の下でやはり畢沅の説を引き「故・取・予爲韻」と記す。『先秦韻讀』には韻の指摘がない。『周代古音考韻徵』は紀・理・疑を韻字とし、紀・理を上聲、疑を平聲とする。畢沅の説は『墨子校注』にあるものだが、古代における四聲通押を主張するものの如くである。ただ先にあげた親士篇の例では何も述べておらず、必

ずしも全文にわたって緻密に押韻を調べた結果の論ではなさそうである。しかも古音研究の専家のどの説もこの五字を同じ韻部とはしない。例えば江有誥に據った董同龢の『上古音韻表稿』では、紀・理を之部の上聲、疑を之部の平聲とするが、比は脂部、意は之部の入聲とする。之部と脂部の通押はまざないことからしても、五字全てを韻字と認めるのは無理であろう。その後に續く故・取・予も、故・予がそれぞれ魚部の去聲と上聲に属するのに對し、取は侯部の上聲に属する。從つて『周代古音考韻徵』は紀・理・疑のみを韻字とみなし、紀・理を上聲、疑を平聲として押韻を認めることとなる。

上にあげた二つの例は、古代の押韻に對する異つた二つの態度を典型的に示すものである。『詩經』の詩のようないかれた作品の場合には、歌の節廻しによって四聲の相異を調整することができると思われる。漢魏の樂府に四聲を無視したような押韻が見られるのも、歌われたことに起因すると思われる。しかし諸子の文章の場合、四聲を読み換えて發音したとすると、意味不鮮明となりかねない。戰國末の最初から文章として書かれたと考えられる『荀子』『韓非子』等の書物は別として、口舌による辯論を文字化したと考えられる『墨子』『孟子』等においては、四聲の読み換えを安易に行っていたとは考えにくい。従つて表現技法の一として四聲通押の押韻がなされていたのではないかと、私は考える。そしてそれが戰國末の諸子にも影響を及ぼしていふと思うのである。そのような觀點に立つて、押韻していると思つた文を後にあげておく。

表は『先秦韻讀』『墨子閒詫』『周代古音考韻徵』がそれぞれ韻としてあげたものである。その後に、四聲通押を前提として、押韻していると判断した文を載せた。韻部は董同龢の『上古音韻表稿』に據る。

原 文	韵 読	闻 詳	韵 徵
今有五錐、此其鋸、鋸者必先挫、有五刀、此其錯、錯者必先靡。是以甘井近竭、招木近伐、靈龜近灼、神蛇近暴。 (親士)	挫靡爲韻、塞亦爲韻。 畢沅云、側善議障塞。(親士)	蘇云、側塞亦爲韻。 畢沅云、暗險心爲韻。	暗險心爲韻、平聲。
是故天地不昭昭、大水不潦潦、大火不燎燎、人王德不堯堯者、乃千人之長也。 (親士)	挫平聲、靡音摩。 歌部。竭伐爲韻、燔音摩。 祭部。灼暴爲韻、伐爲韻。 畢云、竭燔字膚聲。	挫靡爲韻、挫平聲、糜平聲。	側塞爲韻、入聲。
以七患居國、必無社稷、以七患守城、敵至國傾。 凡五穀者、民之所仰也、君之所以爲養也、故民無仰則君無養、民無食爲韻、陽當殃仰養。	昭燎燎堯爲韻、燎並平聲、部。國稷爲韻、之部。城傾爲韻、耕部。畢云、國稷爲韻。畢云、城傾爲韻。	昭燎燎堯爲韻、堯平聲、國稷爲韻、入聲。	當殃爲韻、當爲韻。
平聲。	入聲。	入聲。	入聲。

則不可事、故食不可不務也、地不可不力也、用不可不節也。五穀盡收則五味盡御於主、不盡收則不盡御。(七患)

部。  
食事爲韻、  
食去聲、  
之部。

畢云、仰  
養爲韻。  
畢云、食  
事爲韻。  
畢云、本  
作立、云、  
立節爲韻、  
案畢本謬。  
王念孫云、  
畢說非也。  
古音立在  
緝部、節  
在質部、  
則立節非  
韻、原本  
立作力、  
力在職部、  
力節亦非  
韻。

仰養爲韻、  
上聲。  
食事爲韻、  
去聲。

故備者國之重也、食者國之寶也、兵者國之爪也、城者所以自守也。(七患)

周頌道之曰、聖人之德、若天之高、若地之普、其有昭於天下也、若地之固、若山之承、不坼不崩、若日之光、若月之明、與天地同常。(尚賢中)

畢云、寶  
爪守爲韻。  
平成爲韻、  
耕部。  
得服爲韻、  
蘇云、服  
與得爲韻。

普下固爲  
韻、固上  
聲、魚部。  
承崩爲韻、  
蒸部。  
光明常爲  
韻、陽部。

畢云、寶  
爪守爲韻。  
畢云、成  
與平爲韻。  
平成爲韻、  
耕部。  
得服爲韻、  
蘇云、服  
與得爲韻。

愈樾云、  
此文疑有  
錯誤、當  
云聖人之  
德、昭於  
天下、若  
天之高、  
若地之普、  
若山之承、  
不坼不崩、  
若日之光、  
若月之明、  
與天地同常。

畢云、寶  
爪守爲韻、  
爪上聲、  
守去聲。  
普下固爲  
韻、普下  
上聲、固  
去聲。

普下固爲  
韻、普下  
上聲、固  
去聲。





事當、鈞其分職、天下事得、皆其所喜、天下事備、強弱有數、天下事具矣。 <small>(裸守)</small>	天地所包、陰陽所嘔、雨露所濡、以生萬殊。翡翠瑩瑣碧玉珠、文采明麗澤若濡、摩而不玩、久而不渝、奚仲不能造、魯般弗能造、此之大巧。 <small>(佚文)</small>
職得高備、爲韻、喜部。數具爲韻、去聲、之部。數所奏反、侯部。	畢云、職得高備、爲韻、喜部。數具爲韻、去聲、之部。數所奏反、侯部。
畢云、喜備爲韻。畢云、數具爲韻。見太平御覽、而文不似墨子、或恐誤引他書。	畢云、喜備爲韻。臺上聲、備去聲。數具爲韻、臺備爲韻、臺上聲、備去聲。
治讓案、此淮南子泰族訓文。	平聲。

此六君者所染不當、故國家殘亡。(所染)  
當と亡。それぞれ陽部の去聲と平聲。  
天之所欲則爲之、天所不欲則止。(法儀)  
之と止。それぞれ之部の平聲と上聲。  
故國離憲敵則傷、民見凶饑則亡。(七患)

傷と亡は陽部の平聲。

就陵阜而居、穴而處。(辭過)

居と處不拘不拘急部の平聲と上聲  
故節於身、誨於民。  
(辭過)

身と民。ともに眞部の平聲。

凡此五者、聖人之所儉節也、小人之所深

(翻過)  
節と秩は脂部の入聲。昌と亡は陽部の

是以入則不慈孝父母、出則不長弟鄉里、

別(尙賢中)

母と里。〔音讀〕は老子第一章において、  
押韻を認める。節と別。上もご之部の

曰人衆與處、於衆得譽、則是雖使得上之

譽と沮は魚部の平聲、處は魚部の上聲

聖人以治天下爲事者也、必知亂之所自起  
也、則不妄治。卷之三

起 質不能治 (兼愛上)

吾豈能爲吾友之身、若爲吾身、爲吾友之

身と親ともに眞部平聲。

日月不時，寒暑雜至，五穀焦死。（非攻下）

染於蒼則蒼、染於黃則黃。(所染)

日月不時，寒暑雜至，五穀焦死。（非攻下）

至と死は、それぞれ脂部の去聲と上聲。

江永によれば、時・至・死はともに支部となる。時は平聲。

其大父死、負其大母而棄之。(節葬下)

死と棄は、それぞれ脂部の上聲と去聲。

正長之不強於聽治、廢人之不強於從事也。(明鬼下)

治と事は、それぞれ之部の平聲と去聲。

老與遲者耳目不聰明、股肱不畢強。(非樂上)

明と強は、ともに陽部平聲。

使丈夫爲之、廢丈夫耕稼樹藝之時、使婦人爲之、廢婦人紡績織紝之事。(非樂上)

之・時・事は、之と時が之部平聲、事が之部去聲。

與君子聽之、廢君子聽治、與踐人聽之、廢踐人之從事。(非樂上)

曰食飲不美、面目顏色不足視也。(非樂上)

美と視は、ともに脂部上聲。

譬若匠人之斷而不能、無排其纏。(貴義)

能と纏。ともに蒸部平聲。

譬猶跂以爲長、隱以爲廣。(公孟)

長と廣は、陽部の平聲と上聲。『韻讀』は『文子』上德篇において、

廣を平聲とし長と押韻していることを指摘する。

吾願主君、之上者尊天事鬼、下者愛利百姓、厚爲皮幣、卑辭令。(魯問)

姓と令、ともに耕部去聲。

故大國之攻小國也、是交相賊也、過必反於國。(魯問)

國と賊、ともに之部入聲。

離署左右、共入他署、左右不捕、挾私書。(號令)

署・捕・書は、それぞれ魚部の去聲・去聲・平聲。

『墨子』の押韻について

務色謾缶、淫鬻不靜、當路尼衆、舍事後就、踰時不寧、其罪射。(號令)  
靜と寧は、それぞれ耕部の上聲と平聲。『韻讀』では、『禮記』月令  
において、寧を去聲として靜と韻を合せる。又『管子』正篇において、  
靜を平聲として聽・爭と韻を合せる。

葆民、先舉城中官府民宅室署、大小調處、葆者或欲從兄弟知識者許  
之。(續守) 署・處・許は、それぞれ魚部の去聲・上聲・上聲。